

稲荷台 3 丁目・自主防災会 規約

《本規約は「会則第 4 条第 2 項」に基づくもの》

	平成 18 年 12 月 3 日制定
第 7 条③(但し書追加)	平成 25 年 3 月 20 日改訂
第 7 条③(但し書修正)	平成 26 年 11 月 24 日改訂
第 6 条(人数表示カット)	令和 4 年 4 月 17 日改訂
第 8 条(現状の班に改訂)	〃
第 8 条(地区の設置)削除	令和 6 年 2 月 12 日改定
第 9 条(新 8 条)第 2 項(防災委員)役割分担変更	〃
第 14 条(新 13 条)(防災会議)開催規定の変更	〃
第 19 条(新 18 条)(規約の変更)「防災会議」の議決による	〃

(名称)

第 1 条 この会は、稲荷台 3 丁目・自主防災会(以下「本会」)と称する。

(事務所の所在地)

第 2 条 本会の事務所は、稲荷台 3 丁目町内会館に置く。

(会員)

第 3 条 本会は、原則として稲荷台 3 丁目町内会(以下「町内会」という)会員をもって構成する。

(目的)

第 4 条 本会は、会員の隣保共同の精神に基づく、自主的な防災活動を行うことにより地震その他の災害（以下「地震等」という）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 防災に関する知識の普及に関すること
- ② 地震等に関する災害予防に関すること
- ③ 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出援護、避難誘導、給食給水等応急対策に関すること
- ④ 防災訓練の実施に関すること
- ⑤ 防災資機材等の備蓄・整備点検に関すること
- ⑥ その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(本部役員)

第6条 本会に次の防災本部役員を置く。防災本部役員は町内会役員が兼務する。

防災本部長(町内会長兼務)

防災副本部長(町内会副会長兼務、防犯・防災担当理事兼務)

防災本部員(民生、環境、会館、会計担当理事が兼務)

(本部役員の任務)

第7条 役員は、次の任務を果たすものとする。

- ① 防災本部長は、本会を代表し、会務を総括する。
- ② 防災副本部長は、防災本部長を補佐する。
- ③ 防災本部員は、防災知識の普及活動、予防活動、及び応急活動について本部業務を行う。
ただし、

③-1 防災本部長は、本部業務を行うに当たり、町内有志を防災サポーターに委嘱することができる。防災本部員は、本部業務の一部について、防災サポーターに補助、支援を求めることができる。

③-2 それに必要な運営細目は別途定める。

(※本部業務とは、地域の現状把握<世帯内容、要介護者、人材、危険要因、安全要因など>、防災訓練計画・執行、防災知識の啓蒙普及、防災資材の備蓄・点検整備、関係機関との連携、緊急時・平常時マニュアル策定などをいう。)

(防災委員)

第8条 ①本会に防災委員を置く。防災委員は町内会の各班長が兼務する。

②防災委員は、地震等の災害発生時において、本部役員および防災サポーターと協力して、情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、給食給水等の応急対策に当たる。

③防災委員は、防災本部長のもとに防災訓練等に参加して知識・技量の向上を図るとともに、班内住民への情報の伝達・指導に努める。

(役員・防災委員の任期)

第9条 役員・防災委員の任期は、町内会役員及び各班長の任期とする。

(防災参与の設置)

第10条 ①本会に防災参与を複数置くことが出来る。

防災参与は、町民に対する啓蒙活動や防災活動に専門的に携わり、副本部長とともに本部長を補佐する。防災参与は本部役員とする。

②防災参与の選任は、本部長の発議により、防災会議で決する。

③防災参与の任期は3年とし、再任を妨げない。

(会議)

第11条 本会の会議は、防災会議及び防災本部役員会とし、防災本部長が召集する。

(会議の運営)

- 第 12 条 ①会議は、これを構成する者の半数以上の出席（委任状を含む）がなければ開会することができない。
- ②会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- ③会議に出席できない者は、他の防災委員並びに防災本部役員にその権限を委任することができる。

(防災会議)

- 第 13 条 ①防災会議は、本会の事業計画等会務に関する事項を議決する。
- ②防災委員が、各班代表として防災会議を構成する。
- ③防災本部長は、必要があると認めたときに、随時防災会議を開催することができる。

(防災本部役員会)

- 第 14 条 防災本部役員会は、次の事項を審議決定する。
- ①防災会議に付議すべき事項
- ②本会の事業の総合的な企画、立案に関する事項
- ③防災会議の決した事項の執行に関すること
- ④その他、防災会議の議決を要しない会務の執行に関すること

(議長)

- 第 15 条 防災会議並びに防災本部役員会の議長は防災本部長がこれにあたる。

(経費)

- 第 16 条 本会の経費は、町内会の負担とする。
- 町内会は、防災会の運営に必要な資金で、補助金・既定の会費で賄えないものについて会員に拠出を求めることができる。

(会計年度)

- 第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日にはじまり翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

(規約の変更)

- 第 18 条 この規約の変更は、防災会議の議決を得なければならない。

- (付則) この規約は平成 18 年 12 月 3 日から実施する。